

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年1月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300109 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300026 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 60 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日に訂正し、同年 4 月の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

昭和 60 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 60 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A 事業所から B 事業所に異動したが、請求期間について、厚生年金保険の記録がない。当該期間においても A 事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

事業主が提出した回答書及び雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間において、A 事業所に継続して勤務（昭和 60 年 5 月 1 日に B 事業所に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 60 年 4 月の標準報酬月額については、請求者の A 事業所における同年 3 月の厚生年金保険の記録から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。